

第 7 章 資料編

第7章 資料編

第1節 住宅火災事例集

事例1（死者が発生した火災）

用途	発生時期 出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	死傷者
共同住宅	時期：12月昼間	防火造 2/0 建：70㎡ 延：150㎡	火元建物： ①半焼 その他3棟： ②半焼 ③部分焼 ④ぼや	死者1名 負傷者5名
火災概要	防火2/0共同住宅の1階から出火し、直上階の住居を延焼経路として延焼拡大し、半焼2棟、部分焼1棟、ぼやが1棟、計4棟を焼損し、火元建物から死者1名が発生した火災である。			
出火場所	1階 発火源：不明	出火原因	不明 居住者Aが横たわっていた介護ベッドの頭部付近に接続されていた何らかの負荷から出火した可能性があるが、確認ができず出火原因は不明。	
消防用設備等	警報設備等：住宅用火災警報器（不奏功：鳴動はしたものの、避難者は煙臭気で火災覚知） 消火設備等：消火器（不奏功：急激な延焼拡大で初期消火不能） 避難設備等：なし			
発見状況	出火室の隣室居住者B（30歳代男性）は、自宅居室内で煙の臭いと「ボン」という音を聞き、住宅用火災警報器が鳴動したので外に出ると、隣室から煙が出ているのを発見した。出火室の玄関ドアが未施錠だったため、部屋の中を確認しようとしたが煙が充満しており、中は見えなかった。			
通報状況	出火室の隣室居住者C（40歳代女性）は、自宅居室内で煙の臭いがあるので外に出たら、隣室から煙が出ていたため、自分の携帯電話で119番通報した。			
初期消火状況	出火室の隣室居住者Bが消火器による消火を試みるも、延焼拡大のため未実施。			
火元建物の避難状況	1階出火室のAは、半身不随であり、避難行動をとることなく死亡している。 出火室隣室の2名（B、C）は、住宅用火災警報器の鳴動、火、煙、匂いに			

	より気づき、敷地外に避難している。その後 B が消火器による初期消火を試みる際に、受傷した。	
	2 階の居住者 3 名 (D、E、F) は煙と匂いで火災に気づき屋外階段により避難している。その際 D は 1 階から噴き出した火炎・煙により受傷した。	
死因	不詳	
死者の状況	A	出火室・60 歳代男性一人暮らし・肢体不自由 <日常> A は左半身麻痺の既往症で、立ち上がりは可能だが、歩行は不可で、移動は室内では車椅子、外出時は電動車椅子を使用していた。週 5 日、ホームヘルパーが、掃除と調理に訪れ、週 2 日はデイサービスに通っていた。 ラーメン等は自炊していて、ベッドの頭部脇のテーブルにカセットコンロを置き、ベッドに座った状態で調理していた。 <火災時> 半身不随であり、介護ベッドで横になっていたところ、火炎の熱によりベッド上で死亡した。
	B	出火室隣室、30 歳代男性・家族 2 人暮らし・気道熱傷（中等症） B は、避難後に出火室の初期消火を試み、その際に、煙を吸い受傷している。
	D	火元建物 2 階、80 歳代男性・一人暮らし・不搬送（軽症） D は、屋外階段で避難時に煙によりのどの痛みを訴えた。
負傷者の状況	G	③建物の居住者 70 歳代男性・家族 3 人暮らし・不搬送（軽症）
	H	30 歳代女性・家族 3 人暮らし・不搬送（軽症）
	I	40 歳代男性・家族 3 人暮らし・不搬送（軽症）
		G、H、I は、煙と匂いにより火災に気づき屋外に避難時に、煙によりのどの痛みを訴えた。
事務局考察	➤ 隣人が煙臭により火災を発見した際、既に火災は拡大していた。出火室の A は一人暮らしで肢体不自由であり、住宅用火災警報器の作動を早期に近隣や消防に知らせる事ができれば、被害拡大を防げた可能性がある。 ➤ 出火室の A は自力での初期消火や避難が困難なので、住宅用 SP や自動消火装置などが設置されていれば被害拡大を防げた可能性がある。 ➤ 発火源は不明だが、介護ベッドが燃焼しづらいもの（防災製品等）であれば出火防止できた可能性がある。 ➤ 発火源は不明だが、火災発生危険のある機器が事前に把握できていれば、火災を未然に防ぐこともできる。	

事例 2（死者が発生した火災）

用途	発生時期 出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	死傷者
住宅	時期：1月朝	防火造 2/0 建：40 m ² 延：80 m ²	火元建物： ①全焼 その他5棟： ②半焼 ③部分焼 ④⑤⑥ぼや3棟	死者1名
火災概要	防火 2/0 住宅の1階寝室中央付近から出火し、周囲の建物へ延焼拡大し、全焼1棟、半焼1棟、部分焼1棟、ぼや3棟の計6棟、及び街路灯若干、車両若干が焼損し、死者1名が発生した火災である。			
出火場所	1階寝室中央付近 発火源：カーボンヒーター（電気ストーブ）部	出火原因	不明	火元建物1階寝室中央付近の床上に置かれているカーボンヒーターのガードに、何らかの可燃物が接触し出火したと考えられるが、焼損が著しく確証が得られないため不明。
消防用設備等	警報設備等：住宅用火災警報器（一部設置） 奏功無し 消火設備等：なし 避難設備等：なし			
発見状況	火元建物の南側建物の居住者 B（70歳代）は、2階にいたところ「パチパチ」という音が聞こえてきたため、1階へ降りたところ、自宅に白煙が漂っていた。その後、1階北側の窓を開放したところ、火元建物の1階南側の窓から火が出ているのを発見した。			
通報状況	火元建物の北西側の共同住宅1階に居住する C（20歳代男性）は、自宅から駐車場に出たところ、南側の住宅から煙があがっているのを発見したため、自分の携帯電話で119番通報した。			
初期消火状況	なし			
死因	焼死 主要所見：全身焼損高度、ほとんどが炭化、右上下肢は特に炭化が高度 気道内に煤の付着あり、血中一酸化炭素ヘモグロビン飽和度 24.5% 左右肋骨骨折・胸骨骨折あり			
死者の状況	A	火元建物居住者・80歳代女性・一人暮らし・肢体不自由		

死者の状況	<p><日常></p> <p>骨粗しょう症・膠原病・認知症を患っている。杖をつきながら歩行しているが、自分でトイレに行くことはできる。自炊はしていない。</p> <p>膠原病により、気温が 20℃を下回ると手足が真っ白になり、感覚を失うため、冬はカーボンヒーター等で温めている。デイサービスやヘルパーは、本人が嫌がったため、お願いしていない。60 歳代の娘が毎日 1 時間程世話に来ていたが、娘は火災前の数日は熱を出したため訪れていない。</p> <hr/> <p><火災時></p> <p>逃げ遅れて、居室内で炎にあおられ全身に火傷を負い、また煙を多量に吸って、廊下で倒れ死亡したと考えられる。</p>
事務局考察	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 近隣が煙により火災を発見した際、既に火災は拡大していた。火元建物の A は一人暮らしで肢体不自由であり、住宅用火災警報器等の作動を近隣や消防に知らせる事ができれば、被害拡大を防げた可能性がある。 ➤ 出火室の A は自力での初期消火や避難が困難なので、住宅用 S P や自動消火装置などが設置されていれば被害拡大を防げた可能性がある。 ➤ カーボンヒーターに可燃物が触れないような措置があれば出火を防ぐことができる。 ➤ カーボンヒーターのガードに何かが接触した際に自動停止するような機能があれば出火を防ぐことができる。 ➤ 出火位置とは異なる位置で逃げ遅れて亡くなっている。急激な火災拡大が起きたと考えられる。

事例 3（死者が発生した火災）

用途	発生時期 出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	死傷者
住宅	時期：3月朝	防火造 2/0 建：60 m ² 延：120 m ²	火元建物： ①全焼 その他4棟： ②～⑤ぼや	死者1名 負傷者2名
火災概要	防火 2/0 住宅の1階から出火し、全焼1棟、ぼや4棟で計5棟及び車両1台が焼損し、死者1名及び負傷者2名が発生した火災。			
出火場所	1階居室南側ベッド付近 発火源：電気毛布	出火原因	電気毛布の電源コードが短絡したことにより出火したものの。	
消防用設備等	警報設備等：住宅用火災警報器（奏功：鳴動音により火災を発見） 消火設備等：なし 避難設備等：なし			
発見状況	火元建物の居住者 A（80歳代男性）・B（80歳代女性）と C（50歳代女性）は、2階で就寝中、住宅用火災警報器の鳴動音を聞き、1階に下りると南西側の居室で就寝中の A のベッド上の布団から炎が出ているのを発見し、大声で「火事だ」と周囲に知らせた。			
通報状況	火災を発見した C は、出火室で寝ていた A をベッド上から下ろし、近隣者・通行人ら3名と協力し屋外へ救助した後、自身の携帯電話で110番通報した。			
初期消火状況	なし（消火器等が無かった）			
死因	焼死 全身焼損高度、全身炭化し、気管支内に煤用異物の付着			
死者の状況	B	火元建物、80歳代女性		
		<日常> 認知症既往（要介護1）・歩行障害については無し <火災時> 出火時、2階の居室内で就寝していた。火災発生時に C が呼びかけるも、その後の姿は見ておらず、避難行動は不明。 消火活動中の消防隊に、1階北側の台所の椅子に、座した状態で発見される。		
負傷者の状況	A	火元建物、80歳代男性・肢体不自由		
		<日常> 認知症既往・歩行不能、ショートステイの利用あり。		

負傷者の状況		<p><火災時></p> <p>腰痛（軽症）</p> <p>出火時、1階の出火室の出火箇所のベッド上で就寝していた。2階から降りてきたCの知らせで火災に気づき、Cと近隣住人1名と通行人2名により南側の掃出し窓から屋外へ救助されたが、その際に受傷した。</p>
	C	<p>火元建物、50歳代女性</p> <p><日常></p> <p>身心に異常なし</p>
		<p><火災時></p> <p>気道熱傷（重症）</p> <p>出火時、2階の居室内で就寝していた。2階のBにも呼びかけながら、1階出火室のベッド上で寝ていたAを近隣住民らと協力して屋外へ救助したが、その際に煙を吸い受傷した。</p>
事務局考察		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消火器は無かった。火災発見時に初期消火できれば、被害拡大を防げた可能性がある。 ➤ 居室に自動消火装置などが設置されていれば延焼拡大を防げた可能性がある。 ➤ 優先される寝たきりのAを救出後、出火から約11分後に通報（警察へ）が行われた。住宅用火災警報器等の作動後、自動通報などで消防に知らせる事ができれば、被害拡大を防げた可能性がある。 ➤ 介護ベッドが燃焼しづらいもの（防災製品、難燃等）であれば延焼拡大を防げた可能性がある。

事例 4（死者が発生した火災）

用途	発生時期 出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	死傷者
共同住宅	時期：3月夕方	耐火 14/0 建：980 m ² 延：7,800 m ²	火元建物： ぼや	死者 1 名
火災概要	耐火 14/0 共同住宅の 5 階から出火し、内壁若干及び収容物が焼損し、死者 1 名が発生した火災である。			
出火場所	5 階 発火源：たばこ	出火原因	居住者が居室内で喫煙中、火種の残ったたばこを消し忘れ、あるいは、不適當なところに捨てたため、時間の経過とともに室内の収容物に着火し、出火したものの。	
消防用 設備等	警報設備等：自動火災報知設備（感知器の作動無し） 消火設備等：消火器、屋内消火栓			
発見状況	火元建物のマンションの管理人（50 歳代男性）は、自宅兼管理人室にいたところ、1 階の駐車場側のビルの方から男性の声で「マンションから煙が出ている」との声がしたので行ってみると、1 階駐車場の換気口付近に白い煙が漂っているのを発見した（この時点では出火室は不明）。			
通報状況	煙が漂っているのを発見したマンション管理人は、すぐに管理人室に戻り、管理人室の電話で 119 番通報した。			
初期消火 状況	なし			
その他 の状況	＜消防隊到着時の状況＞ 消防隊は出火室特定のため各住戸を確認していくと、5 階の部屋の玄関ポストから臭気があり、玄関ポストより若干の煙を確認した。玄関から内部進入すると、熱気は感じられず、火災も確認できないが、白煙が充満していた。床一面に収容物が溢れた室内中央に、仰臥位状態の A（70 歳代男性）を発見、着衣に焼損は認められなかった。			
死因	急性一酸化炭素中毒 CO ヘモグロビン：52.5%、			
死者の状況	A	出火室・70 才代男性一人暮らし		

死者の状況	<p><日常> 年金暮らし。軽い脳梗塞を患う。ゆっくりした歩き方しかできない。部屋の中は物が溢れている。キッチンを使っておらず、食事は1日1回宅配をしてもらっていて、それ以外はコンビニ等に買い物に行っている。喫煙習慣と飲酒習慣あり。</p> <p><喫煙習慣について> 居室内の座椅子周辺に100円ライターが4本、たばこの吸い殻5本が残されていることから、居住者のたばこの吸い殻の不始末は普段から不十分であったと考えられる。また、焼損は認められないが、座椅子の座面には小豆大の大きさの焼け焦げが複数見られることから、居住者は日常的に火種の残っているたばこの始末が不適切であった可能性がある。</p> <p><火災時> 自室内の座椅子上で仰臥位（仰向け）で倒れているところを消防隊により救出されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。死後の検分ではアルコールが検出されている。</p>
事務局考察	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 共同住宅で自動火災報知設備が設置されているが、居室内は熱感知器が設置されていて（法令上可能）本火災では作動しなかったと考えられる。煙感知機であれば、早期に火災を発見できた可能性がある。 ➤ たばこの様な微小火源による火災では、長時間かけて無炎燃焼を継続することがある。一酸化炭素を感知できる機器が設置されていれば、より早期に火災を発見できた可能性がある。 ➤ 布団や絨毯などが燃えづらいもの（防災性能）であれば出火を防げた可能性がある。 ➤ これまでもタバコの不始末をした様子がある。こうした実態を防火診断等で把握して指導できれば良かった。

事例 5（死者が発生した火災）

用途	発生時期 出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	死傷者
共同住宅	時期：5月夕方	耐火 4/1 建：270 m ² 延：1,200 m ²	火元建物： ぼや	死者 1 名
火災概要	耐火 4/1 店舗併用共同住宅の 1 階の布団等が焼損した建物ぼや火災で、この火災により死者 1 名が発生している。			
出火場所	1 階 発火源：たばこ	出火原因	居住者が喫煙した際、たばこの火種が何らかの要因により、布団上に落下、無炎燃焼を継続し、出火したものの。	
消防用設備等	消火設備等：消火器 警報設備等：なし (共同住宅特例により自動火災報知設備は省略、住宅用火災警報器は未設置)			
発見状況	火元建物の 1 階居住する B は、1 階出火室居住者 A (60 歳代男性) を 1 週間前から見ておらず、かつ、出火室から異臭がすることから、付近の交番に行った。交番勤務の警察官が現場確認したところ、玄関ドアや窓等が施錠されていたことから、鍵業者を呼び、鍵を開け内部を確認すると、倒れた居住者 A と焼損した布団等を発見した。			
通報状況	火災を発見した交番勤務の警察官は、所轄警察官に応援要請を実施し、現場到着した警察官により救急要請が行われた。			
初期消火状況	なし			
その他の状況	＜消防隊到着時の状況＞ 煙及び熱気は感じられなかったが、腐乱臭があり、室内に敷かれてある布団が焼損していた。また、布団の横に A がテレビに頭を突っ込んだように倒れているのを確認した。A の衣類に焼損は認められなかったが、全体にすすが付着し、全身が黒く変色していた。			
死因	一酸化炭素中毒			
死者の状況	A	出火室・60 歳代男性・一人暮らし ＜日常＞ 生活保護を受給している。飲酒習慣・喫煙習慣あり。 高血圧症、逆流性食道炎、下痢症、不眠症、高脂血症で通院歴あり。		

	<p><火災時> Aは、自宅にいた際に火災が発生し、煙を吸引したため死亡したものと推測される。火災後から時間が経ってから発見されている。</p>
事務局考察	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特例を適用した共同住宅で自動火災報知設備は省略されている。住宅用火災警報器が設置されていれば、布団の燃焼に気づき助かった可能性がある。 ➤ たばこの様な微小火源による火災では、長時間かけて無炎燃焼を継続することがある。一酸化炭素を感知できる機器が設置されていれば、より早期に火災を発見できた可能性がある。 ➤ 布団が防災の製品であれば出火を防げた可能性がある。

事例 6（死者が発生した火災）

用途	発生時期 出火場所	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	死傷者
共同住宅	時期：2月朝	防火2/0 建：70㎡ 延：140㎡	火元建物： ぼや	死者1名
火災概要	防火2/0の共同住宅の2階の台所内から出火し、着衣、調理台及び食器棚各若干が焼損した建物ぼや火災である。本火災により、死者1名が発生している。			
出火場所	2階 発火源： ガスコンロ	出火原因	2階の居住者A（80歳代男性）が台所のガスコンロを使用中、バーナーの炎に着衣が接触し、着衣に着火し出火したものの。	
消防用 設備等	警報設備等：住宅用火災警報器（鳴動あり）			
発見状況	出火室の隣室の居住者のB（60歳代男性）は、自室にいたところ焦げ臭い臭いがするので、共用廊下に出たところ、出火室の玄関ドアの隙間から煙が漏れており、住宅用火災警報器が「火事です」と鳴動していたので、通りがかかりの2名とともにドアを叩いたが施錠中で応答がなかった。隣のビルにいたC（60歳代女性）に火災のことを知らせ、合鍵をもって出火室のドアを解放したところ内部に白煙が充満していた。			
通報状況	Cは、出火室を見に行き、煙が出ているのを確認し、ビルに戻り固定電話で119番通報した。			
初期消火 状況	なし			
その他の 状況	出火室のガスコンロのつまみは「切」の状態、水の入ったやかんが載せられていた。			
死因	その他 着衣の前面が焼失し、顔面及び上半身に熱傷を負った状態で硬直しており、社会死状態であった。			
死者の状況	A 出火室・80歳代男性・一人暮らし ＜火災時＞ 消防隊到着時、出火室内の台所と流し台と戸棚の間に座位の状態でもたれ掛かった状態であった。着衣の前面が焼失し、顔面及び上半身に熱傷を負った状態で硬直しており、社会死状態であった。			

事務局考察	<ul style="list-style-type: none">➤ IHコンロの使用や接炎しないような措置がとれるガス機器があれば着衣着火のリスクは減少する。➤ コンロ使用時の被服の防炎品の使用が望まれる。
-------	--

事例 7（死者が発生した火災）

用途	発生時期 出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	死傷者
住宅	時期：5月夜	防火造 2/0 建：60 m ² 延：120 m ²	火元建物： 部分焼	死者 2 名
火災概要	防火 2/0 住宅の 1 階東側和室から出火し、同住宅内の 1 階が焼損した火災である。本火災により、死者 2 名が発生した。			
出火場所	1 階 発火源：灯明	出火原因	何らかの原因で仏壇の火のついた燭台が転倒し、ろうソクの炎が床面に着火し、出火したものと推定する。	
消防用設備等	警報設備等：なし			
発見状況	詳細は不明だが、火元建物の居住者である A（70 歳代女性）若しくは B（70 歳代男性）は、何らかの原因で仏壇のろうソクが倒れ、火災になっているのを発見した。			
通報状況	火災を発見した居住者 A は、自宅の電話で 119 番通報した。			
初期消火状況	不明			
その他の状況	<p><延焼状況></p> <p>火元建物の 1 階西側和室内の仏壇の火のついたろうソクが転倒し、床の畳に着火して燃え上がった火炎は、襖を立ち上がって化粧ベニヤの天井に達し、木造の小屋裏へ燃えぬけて、和室内全体に延焼拡大した。その後開放されていた引き戸から廊下へ延焼し、洋室には天井伝いに延焼した。</p>			
死因	A：急性一酸化炭素中毒 B：急性一酸化炭素中毒			
死者の状況	A	<p>火元居住者・70 歳代女性・2 人暮らし（姉弟）・肢体不自由・無職</p> <p><日常></p> <p>自転車で転倒し、腰を悪くし、それ以降ほとんど外に出ることはなく、月に 1 回病院に行くときだけ外出していた。杖をつけて歩行。飲酒・喫煙習慣なし。</p> <p><火災時></p> <p>火災を発見した後、119 番通報するも、通報後逃げることができず、1 階洋室にて急性一酸化炭素中毒により死亡した。ハンカチを口元にあてて</p>		

		倒れている状態で発見された。
	B	火元居住者・70歳代男性・2人暮らし（姉弟）・無職
		<p><日常> 歩行障害等なし。飲酒・喫煙習慣なし。</p> <p><火災時> 火災を発見後逃げることができず、1階廊下において急性一酸化炭素中毒で死亡した。</p>
事務局考察		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 杖をつき歩行しているAは通報後、逃げ遅れCO中毒死している。自動通報できる環境があり、火災後直ぐに避難行動に移れていれば助かる可能性が上がった。 ➤ 火災発見時の状況は不明だが、住宅用火災警報器が設置されていれば、初期消火可能な状態で早期に火災が発見できた可能性がある。 ➤ 火災発見時の状況は不明だが、火災発見時、初期消火可能な状態であり、消火器具・用具などを使用できれば延焼拡大しなかった可能性がある。 ➤ 仏壇周辺の不燃化、防災化で火災発生を防げた可能性がある。

事例 8（死者が発生した火災）

用途	発生時期 出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	死傷者
共同住宅	時期：3月昼	防火造 2/0 建：110 m ² 延：230 m ²	火元建物： ①部分焼 その他： ②ぼや	死者1名
火災概要	防火 2/0 非特定複合用途（1階は長屋、2階は共同住宅）の①建物の2階居室が焼損し、東側に隣接する木造2階建住宅の②建物の換気口1等が焼損した建物火災である。本火災で①建物の居住者1名が死亡した。			
出火場所	2階 発火源：コード	出火原因	居室の壁付2口コンセントから、4本接続されたテーブルタップのうちの1本のテーブルタップのコード部分が、長期間収容物やごみくずの下敷きとなり、ショートが発生し出火し、周囲の堆積したごみくずに着火したものの。	
消防用設備等	警報設備等：なし（住宅用火災警報器が義務だが設置なし） 消火設備等：消火器			
発見状況	①火元建物の出火室直下階である1階の居住者Dは自宅内にいたところ、焦げた臭気を感じたため、外を見ると2階から煙が出ているのを発見した。			
通報状況	①火元建物の所有者E（火元建物の北西側の隣接建物に居住）は、発見者Dから口頭で火災を知らされた。煙が出ている①火元建物201号室の玄関ドアを叩くも応答がなく、合鍵を使用して玄関ドアを開錠した。その後、自分の携帯電話から119番通報した。			
初期消火状況	なし			
その他の状況	火災後に実施した現場見分では、台所、廊下、ベランダ、南東側居室の床一面には収容物等が堆積していた。また、トイレ扉前には収容物が堆積しており、開閉不能の状態だった。			
死因	焼死			
死者の状況	A	2階出火室居住者・70歳代女性 <日常> 居室の布団上で寝たきり生活であり、娘と息子による介護を受けている。歩行する場合は、介添えが必要で、ほとんど居室から移動することはない。 出火時は、娘及び息子は仕事のため外出中だった。		

	<p><火災時> 北側居室南西側の布団上に、頭部を西側、脚を東側に向け、右側臥位で倒れていた。医療機関へ搬送後、死亡確認された。</p>
事務局考察	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住宅用火災警報器が設置され、かつ、火災拡大前にその作動を近隣や消防に知らせる事ができれば、助けられた可能性がある。 ➤ 長期間踏みつけられた電気コード類は、断線のリスクがある。こうした危険な状況を、防火診断等で把握し直接指導することができれば、被害を未然に防ぐことができる。

事例 9（死者が発生した火災）

用途	発生時期 出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	死傷者
共同住宅	時期： 1 月早朝	耐火造 14/0 建： 300 m ² 延： 3,300 m ²	火元建物： 部分焼	死者 1 名 負傷者 2 名
火災概要	耐火 11/0 共同住宅の 3 階居室が焼損した火災である。本火災により出火室居住者 1 名が死亡し、他の階の居住者 2 名が避難中に負傷している。			
出火場所	3 階 発火源： たばこ	出火原因	3 階居室居住者 A（40 歳代男性）が、布団の上で喫煙していたたばこの火源が落下し、周囲にあった衣類に着火し出火した。	
消防用設備等	警報設備等：共同住宅の特例により、自動火災報知設備は共用部のみの設置（居室内に感知器なし）となっていた。感知器は階段室と EV 機械室のみ設置され、消防隊到着後に、EV 機械室の感知器が発報した。 居室内に住宅用火災警報器は未設置だった 消火設備等：消火器が法令設置			
発見状況	11 階居室の居住者 B（80 歳代）は、居室内で焦げくさい臭気を感じて目を覚まし、脱衣所の天井のダウンライトから薄い煙が出ているのを発見したが、しばらく様子を見ていた。			
通報状況	B は、薄い煙の発見から 70 分程経過後、次第にダウンライトからの煙が濃くなってきたので火災だと思い、自宅の固定電話で 119 番通報した。			
初期消火状況	なし			
火元建物の避難状況	本建物は 45 世帯 83 人が居住しており、騒ぎに気付いた在宅居住者 53 人のうち、6 人は消防隊による救助及び避難誘導、47 人は自力でそれぞれ屋内階段を使用し 1 階から屋外へ避難した。			
死因	焼死			
死者の状況	A	火元居住者 40 歳代男性・一人暮らし・肢体不自由・無職		
		<p><日常> ハウスダストによるアレルギーで鼻炎がひどく、うつ病も患っており、月に 1 回通院し、睡眠導入剤を服用していた。足が悪く、杖をつきゆっくり歩き、外出時には電動三輪車を使用していた。和室に布団を敷きっぱなしにし、食事や喫煙、飲酒も布団の上だった。</p> <p><火災時> A は 6 畳和室の布団の上で就寝中であつた。消防隊が発見時は、頭部を</p>		

		居室出入口付近の西方向に、足部を東方向に向け、右側臥位で倒れていて、全身熱傷、下半身は一部炭化及び気道熱傷で社会死状態であった。
負傷者の状況	C	火元建物（9階）・40歳代女性・呼吸苦（軽症） 自室で就寝中火災に気づき、避難するため9階廊下に出たところ煙を吸い込み受傷した。
	D	火元建物（5階）・70歳代男性・右臀部打撲（軽症） 自室で就寝中火災に気づき、自力避難していたところ廊下で転倒し受傷した。
事務局考察		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 共同住宅の特例を適用し、自動火災報知設備は共用部のみに設置され居室にはなく、住宅用火災警報器も未設置だった。最低でも70分以上は燃焼を継続しており、住宅用火災警報器（煙）が設置されていれば、居住者が早期に火災を発見し、避難行動等を取れていた可能性がある。 ➤ 一人暮らしで肢体不自由であることから、上記で火災を感知後、近隣や消防に知らせることができれば、被害拡大を防げた可能性がある。 ➤ たばこの様な微小火源による火災では、長時間かけて無炎燃焼を継続することがある。一酸化炭素を感知し警報する機器があれば、より早期に火災発生を発見でき、被害拡大を防げた可能性がある。 ➤ 布団が防災製品であれば出火を防げた可能性がある。

事例 10（死者が発生した火災）

用途	発生時期 出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	死傷者
共同住宅	時期：2月夜	防火造2/0 建：140㎡ 延：280㎡	火元建物： 部分焼	死者1名
火災概要	防火2/0非特定複合用途（1階は長屋、2階は共同住宅）の2階居室の19㎡が焼損した火災である。本火災により2階居室居住者1名が死亡した。			
出火場所	2階 発火源：たばこ	出火原因	居住者A（40歳代女性）が何らかの原因で火のついたたばこを布団等堆積物に着火させたことにより出火した。	
消防用 設備等	警報設備等：なし（住宅用火災警報器未設置） 消火設備等：消火器（使用なし）			
発見状況	2階出火室隣室の居住者Bは、18時30分頃、自宅の居室にいたところ焦げ臭さを感じた。20時頃、バンバンと音がしたため、自宅のベランダに出てみると、隣室の出火室のベランダから火が出ているのを発見した。			
通報状況	火災の発見者であるBは、自宅の電話から119番通報した。			
初期消火 状況	なし			
死因	その他：火災に基づく全身機能不全の疑い			
死者の 状況	A	火元居住者40歳代女性・一人暮らし <日常>同居していた娘によると、嗜好品はたばこだけで、飲酒はしない。生活保護を受給していて、一日の過ごし方は、たばこを吸うか、寝ているか、ぼーっとしているかであった。薬の服用で眠くなることがあったようで、寝たばこはよくあった。 <火災時> 2階出火室居住者Aは、南側居室において何らかの原因で火の付いたたばこを布団等堆積物に着火させたことにより出火し、逃げ遅れた。南側居室にて消防隊により救出されたが、出火当日に収容先の病院で全身機能不全の疑いで死亡が確認された。		
事務局考察	▶ 住宅用火災警報器も設置されていなかった。住宅用火災警報器が設置されていれば、Aが布団等堆積物の燃焼に気づいた可能性がある。 ▶ たばこの様な微小火源による火災では、長時間かけて無炎燃焼を継続することがある。一酸化炭素を感知できる機器が設置されていれば、より早期に火災を発見できた可能性がある。 ▶ 布団が防災の製品であれば出火を防げた可能性がある。			

事例 1 1 (死者が発生した火災)

用途	発生時期 出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	死傷者
共同住宅	時期：1月夜	耐火造 4/0 建：270 m ² 延：1,000 m ²	火元建物： 部分焼	死者 1 名
火災概要	耐火 4/0 共同住宅の 2 階居室、外壁、ベランダ、雨どいが焼損した火災で、死者 1 名が発生している。			
出火場所	2 階 発火源：ろうそく	出火原因	居住者 A (70 歳代女性) がろうそくを使用中に、何らかの原因でろうそくの炎が布団もしくは段ボールに触れたため、出火した。	
消防用設備等	警報設備等：非常ベル(共同住宅の特例を適用し、自動火災報知設備は省略) 住宅用火災警報器は未設置(設置もテープでふさがれていた) 消火設備等：消火器			
発見状況	通行人 B は、出火建物の北側 40m に位置する実家の門を出た際に、火元建物 2 階東側部分から火炎が噴出しているのを発見した。			
通報状況	火災の発見者である通行人 B は、急いで実家に戻り自分の携帯電話で 119 番通報した。			
初期消火状況	なし			
死因	急性一酸化炭素中毒			
死者の状況	<p>A 出火室居住者・70 歳代女性・一人暮らし</p> <p><日常> 統合失調症を患っている。喫煙習慣なし。電気代節約のため普段から電気を使わずに、ろうそくに灯をともし生活をしていた。 部屋の中には、段ボールの構造物を作っており、床全体に段ボールが敷かれていた。中央には、高さがおおよそ 120 センチ程度の段ボールの家のようなものがあり、普段はその中に入ることが多かった。以前、警察からはやめるようにとの指導を受けていた。</p> <p><火災時> 出火室の中央で、消防隊により救助され、病院へ搬送後、医師により死亡確認された。</p>			
事務局考察	<p>➢ 出火時の状況は不明だが、住宅用火災警報器が設置されていれば、より早期に火災に気づき、避難ができた可能性がある。</p> <p>➢ 非常に危険で特殊な生活環境であり、こうした状況を改善してもらうには、各行政で連携した強力な指導が必要。</p>			

事例 1 2 (死者が発生しなかった火災)

用途	発生時期・出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	人的被害
共同住宅	時期：8月早朝	防火 2/0 建：90 m ² 延：190 m ²	火元建物： 部分焼	負傷者 1 名
火災概要	共同住宅の 1 階住戸内焼損、傷者一人が発生している。			
出火要因	発火源：たばこ	出火原因	居住者が就寝前に喫煙した際、たばこの火種が何らかの要因により敷布団上に落下し、出火したものの。	
消防用 設備等	消火器（使用・奏功）、住宅用火災警報器（作動・奏功）			
発見状況	火元建物関係者が住警器の鳴動音に気がつき、1 階から炎が出ているのを発見。			
通報状況	近隣建物関係者が住警器の鳴動音に気がつき、窓から炎が見えたため通報。			
初期消火 状況	火元・近隣建物の住民が共用部に設置されている消火器、バケツなどを使用し初期消火を行った。			
受傷程度	気道熱傷、重症。			
負傷者の状況	出火室・70 歳代男性・一人暮らし・肢体不自由			
	<p><日常> 肢体不自由・歩行困難のため室内で生活。週 2 回介護支援ヘルパーが訪問。飲酒習慣・喫煙習慣あり。</p> <p><火災時> 出火時室内のベッド上で就寝しており、下肢不自由のため逃げ遅れ、受傷した。</p>			
事務局考察	<p>被害が小規模に抑えられた理由として以下のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 火元建物の他の居住者や近隣住民が住警器の鳴動音に気づき、初期消火や通報を行った。 ➤ 火元建物居住者や近隣住民が複数人で協力し合い初期消火を行った。 			

事例 1 3 (死者が発生しなかった火災)

用途	発生時期・出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	人的被害
長屋兼 共同住宅	時期：9月朝	防火 2/0 建：80 m ² 延：160 m ²	火元建物： ぼや	負傷者 1 名
火災概要	共同住宅の 2 階住居内から出火し、傷者一人が発生している。			
出火要因	発火源：たばこ	出火原因	居住者が就寝前に喫煙した際、たばこの火種が何らかの要因により、敷布団上に落下し出火したもの。	
消防用 設備等	住宅用火災警報器（作動・奏功）			
発見状況	近隣建物の居住者が住警器の鳴動音に気がつき、付近の建物から煙が出ているのを発見。			
通報状況	発見者が携帯電話から 119 番通報した。			
初期消火 状況	なし			
受傷程度	熱傷等、中等症。			
負傷者の状況	出火室・60 歳代男性・一人暮らし			
	<p><日常> 飲酒習慣・喫煙習慣あり。</p> <p><火災時> 飲酒後に就寝した。時間は不明だが、就寝前にたばこを吸った。</p>			
事務局考察	<p>被害が小規模に抑えられた理由として以下のことが考えられる。</p> <p>➤ 近隣住民が住警器の鳴動音に気づき、火災を確認し、通報するなど次の行動を起こした。</p>			

事例 1 4 (死者が発生しなかった火災)

用途	発生時期・出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	人的被害
共同住宅	時期：11月朝	準耐火 2/0 建：150 m ² 延：300 m ²	火元建物： ぼや	負傷者 1 名
火災概要	共同住宅の 1 階住居内から出火し、電気ストーブ、ソファが焼損し、傷者一人が発生した火災である。			
出火要因	発火源：電気ストーブ	出火原因	火元建物 1 階住居内の傷者が座っていたソファがずれ動き、電気ストーブに接触し出火したものの。	
消防用 設備等	住宅用火災警報器（作動・奏功）			
発見状況	火元建物の居住者が出火室からの住警器の鳴動音に気がついた。ドアをノックしたが応答なく、体が不自由なお年寄りが住んでいることを知っていたため、医療機器の警報音かと思い救急相談センターに相談し、通報へ移行。			
通報状況	同上			
初期消火 状況	なし			
受傷程度	煙を吸い、軽症。			
負傷者の状況	出火室居住者・80 歳代男性・高齢者夫婦（妻は出火時外出中）			
	<p><日常> 肢体不自由。喫煙習慣あり。</p> <p><火災時> 火災当日、妻は通院のため外出。妻は外出前、夫をソファに座らせ、ソファの背もたれ側から約 1 m 離れた場所の電気ストーブのスイッチを入れたまま外出した。 夫はそのまま寝てしまい、身体がソファから滑り落ち、ソファがずれ動いたことで、電気ストーブに接触し出火した。</p>			
事務局考察	被害が小規模に抑えられた理由として以下のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 火元建物居住者が住警器の鳴動音に気がつき、更に体が不自由なお年寄りが住んでいることも把握していたため救急相談センターに相談したことで通報に繋がった。近隣のコミュニティによる気づきで被害が小規模で済んだ。 			

事例 15 (死者が発生しなかった火災)

用途	発生時期・出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	人的被害
共同住宅	時期：3月夜	耐火 3/0 建：100 m ² 延：300 m ²	火元建物： ぼや	なし
火災概要	共同住宅の1階住戸内の敷き布団、畳などを焼損している。			
出火要因	発火源：たばこ	出火原因	居住者が飲酒しながら喫煙した際、たばこの火種が落下したことに気が付かず、無炎燃焼を継続し出火したもの。	
消防用 設備等	消火器（不使用）、住宅用火災警報器（作動・奏功）			
発見状況	火元建物に隣接する建物の居住者が自室にいたところ焦げ臭いにおいを感じたため屋外に出ると出火室の付近からにおいを感じた。			
通報状況	発見者はおいだけだったが火災かもしれないと思い、通報した。			
初期消火 状況	出火室で寝ていた火元者が焦げ臭いにおいと住警器の鳴動音で目が覚めたところ、敷き布団から火が出ていたため洗面器で水をかけたが消火できなかった。			
行為者の 状況	40歳代男性・一人暮らし・肢体不自由 <日常> 左半身が不自由だが、日常生活に支障なし。喫煙習慣あり。一日に20本ほど。普段は飲酒しないと供述している。たばこは灰皿で処理し、吸殻が溜まったらまとめてごみ箱に捨てていた。 <火災時> 出火の4時間前から飲酒（日本酒7～8合）と喫煙をしており、出火の1時間前から布団の上に寝ころびながら喫煙し、そのまま寝てしまったと供述している。焦げ臭さと住警器の鳴動音で目が覚め、敷き布団から火が出ていたため、洗面器で水をかけたが消火できなかった。酔いがまわっていたため座っていると、消防隊が到着した。			
事務局考察	被害が小規模に抑えられた理由として以下のことが考えられる。 ▶ 発見者が焦げ臭いにおいを感じた後に屋外に出て煙を確認したこと。 ▶ 発見者がにおいだけだったが火災かもしれないと思い早期に通報したこと。 ▶ 火元者がにおいと住警器の鳴動音で目が覚めたこと。 ▶ 火元者が目覚めた後に自ら初期消火していること。			

事例 16 (死者が発生しなかった火災)

用途	発生時期・出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	人的被害
共同住宅	時期：9月夜	耐火 12/1 建：200 m ² 延：1,500 m ²	火元建物： ぼや	負傷者 1 名
火災概要	共同住宅の 4 階住戸内の電気カーペット、床などを焼損している。			
出火要因	発火源：たばこ	出火原因	居住者が喫煙した際、たばこの火種が落下した後に水をかけたが消火しきれず、無炎燃焼を継続し出火したもの。	
消防用 設備等	消火器（不使用）			
発見状況	隣室の居住者が自室にいたところ煙の臭いにおいを感じたため屋外に出ると、出火室のベランダから白煙が出ているのを発見した。			
通報状況	発見者は白煙を発見後、通報した。			
初期消火 状況	なし			
行為者 の状況	60 歳代女性・一人暮らし・肢体不自由			
	<p><日常> 左半身麻痺があるが歩行は可能。現在精神科に通院。服薬あり。 喫煙習慣あり。1 日に一箱以上。たばこは灰皿で処理しているが、床やカーペットの焦げ跡を娘やヘルパーが確認している。</p> <p><火災時> テレビを見ながら喫煙した際に長座布団の上に火種が落ちたので、水をかけたと供述している。</p>			
受傷程度	気道熱傷（重症）			
事務局考察	<p>被害が小規模に抑えられた理由として以下のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 発見者が自室で煙のにおいを感じた後にすぐに屋外に出て煙を発見したこと。 ➤ 発見者が白煙を発見後すぐに通報したこと。 			

事例 17 (死者が発生しなかった火災)

用途	発生時期・出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	人的被害
住宅(長屋)	時期：12月朝	耐火 2/1 建：80㎡ 延：150㎡	火元建物： ぼや	負傷者 1名
火災概要	住宅(長屋)の1階住戸内のベッド、毛布などを焼損している。			
出火要因	発火源：たばこ	出火原因	居住者が介護ベッド上で喫煙した際、たばこの火種が落下したことに気がつかず、無炎燃焼を継続し出火したものの。	
消防用設備等	住宅用火災警報器(作動の用なし)			
発見状況	付近の建物に配達に来た宅配業者が出火室の換気口から白煙が出ているのを発見した。			
通報状況	発見者が出火室のインターホンを押すも返答がなく、玄関ドアも施錠されていたため。路上にいた隣人に火災であることを伝え、自ら通報した。			
初期消火状況	なし。			
行為者の状況	70歳代男性・一人暮らし・肢体不自由			
	<p><日常> 日常は杖を使用し歩行している。生活保護。喫煙習慣あり。</p> <p><火災時> 出火時は寝室のベッドの上にとわれ、何らかの理由で火災を発見し、寝室内のテレビ付近まで避難し、消防隊により救出されている。</p>			
受傷程度	意識障害(重症)			
事務局考察	被害が小規模に抑えられた理由として以下のことが考えられる。 > 発見者が白煙発見後にインターホン押下や玄関ドア施錠まで確認し、早期に通報したこと。			

事例 18 (死者が発生しなかった火災)

用途	発生時期・出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	人的被害
共同住宅	時期：4月夜	防火5/0 建：400㎡ 延：2,000㎡	火元建物： ぼや	なし
火災概要	共同住宅の5階住戸内の布団、畳などを焼損している。			
出火要因	発火源：たばこ	出火原因	居住者が就寝前に喫煙した際、たばこの火種が落下したことに気が付かず、無炎燃焼を継続し出火したもの。	
消防用設備等	消火器（使用の用なし）、住宅用火災警報器（作動・奏功）			
発見状況	火元建物関係者が自室のベランダに出た際に住警器の鳴動音に気がつき、5階から煙が出ているのを発見。			
通報状況	火元建物関係者が初期消火後、自治会長に相談し、自治会長が通報。			
初期消火状況	煙を発見した火元建物関係者が5階へ向かうと出火室の玄関ドアが開いていたため室内に入るとベッド上の布団が燃えていたためやかんで水をかけたが消火しきれず、燃えている布団をベランダに出してベランダの水道水で初期消火した。			
行為者の状況	80歳代男性・一人暮らし・肢体不自由 <日常> 肢体不自由のため杖を使用し歩行。飲酒習慣・喫煙習慣あり。普段から布団上で寝ころびながら喫煙することがあった。 <火災時> 出火の約20分前にベッド上で喫煙し、その後隣室に移動し就寝した。火元建物関係者が初期消火をしている時に目が覚めた。			
事務局考察	被害が小規模に抑えられた理由として以下のことが考えられる。 ▶ 火元建物関係者がベランダに出たことで住宅用火災警報器の鳴動音に気がついた。 ▶ 火元建物関係者が火元を探しに行動した。 ▶ 出火室の玄関ドアが未施錠だった。 ▶ 火元建物関係者が出火室内まで入り、早期に初期消火した。 ▶ 火元者が就寝したのが喫煙した部屋ではなく隣室だった。			

事例 19（死者が発生しなかった火災）

用途	発生時期・出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	人的被害
共同住宅	時期：7月深夜	防火 3/1 建：60 m ² 延：190 m ²	火元建物： ぼや	負傷者 1 名
火災概要	共同住宅の 2 階住戸内のごみ箱、ベッドなどを焼損している。			
出火要因	発火源：たばこ	出火原因	居住者が就寝前に喫煙した際にたばこの火種が落下したことに気がつかずごみ箱内のごみ等に着火し出火したもの。	
消防用 設備等	住宅用火災警報器（作動・奏功）			
発見状況	3 階で就寝中の火元者の娘が住宅用火災警報器の音で目を覚まし、2 階の父親の部屋を確認すると煙が充満していた。			
通報状況	火元者の娘が初期消火後、通報した。			
初期消火 状況	火元者の娘が火災発見後に浴槽の水を洗面器でかけて初期消火した。			
行為者の 状況	80 歳代男性・高齢者を含む家族			
	<p><日常> 喫煙習慣あり。食品の入っていた瓶を灰皿として使用。認知症のような症状あり。</p> <p><火災時> 寝室で就寝前に喫煙し、ベッドで就寝した。娘が住宅用火災警報器の音で目を覚まし確認した際には煙で姿は見えなかったが、呼びかけに返事をした。煙を吸い受傷。</p>			
受傷程度	気道熱傷（重症）			
事務局考察	<p>被害が小規模に抑えられた理由として以下のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 同居する家族が住宅用火災警報器の鳴動音に気がついた。 ➤ 同居する家族が早期に初期消火した。 			

事例 20（死者が発生しなかった火災）

用途	発生時期・出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	人的被害
共同住宅	時期：2月夜	防火 2/0 建：70 m ² 延：140 m ²	火元建物： ぼや	負傷者 1 名
火災概要	共同住宅の 2 階住戸内の畳、照明などを焼損している。			
出火要因	発火源：たばこ	出火原因	居住者が寝たばこした際にたばこの火が収容物などに着火し出火したものを。	
消防用 設備等	消火器（使用の用なし）・住宅用火災警報器（作動・奏功）			
発見状況	火元建物関係者が自室にいると住宅用火災警報器の音に気がつき、屋外に出ると玄関ドアから煙が出ている部屋を発見した。未施錠の玄関ドアから室内に入ると炎を発見した。			
通報状況	通行人が住宅用火災警報器の音に気がつき、火元建物関係者も確認のため屋外に出てきたため、火災かもしれないと思い自宅に戻り通報した。			
初期消火 状況	炎を発見し火元建物関係者が出火室内にあったごみなどを使用したたき消そうとしたが消火できず、通行人が路上に設置されている消火器を使用し初期消火に成功した。			
行為者 の状況	40 歳代男性・身体障害あり・既往症あり			
	<p><日常></p> <p>喫煙習慣あり。片目は失明。うつ病、アルコール依存症、糖尿病の既往症あり。病院からひきこもらずに外に出るよう言われているため、散歩や買物などに行くようにしている。陶器製の皿を灰皿として使用。</p> <p><火災時></p> <p>出火前に糖尿病の薬を飲み、出火時は就寝していた。火災に気が付かず消防隊に救出された。</p>			
受傷程度	気道熱傷（重篤）			
事務局考察	<p>被害が小規模に抑えられた理由として以下のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 火元建物関係者が住宅用火災警報器の鳴動音に気がついた。 ➤ 火元建物関係者が火元を探しに行動した。 ➤ 偶然通りかかった通行人が通報した。 ➤ 発見・通報をそれぞれで行い、初期消火を協力して行った。 ➤ 出火室の玄関ドアが未施錠だった。 ➤ 火元建物関係者と通行人が出火室内まで入り、早期に初期消火した。 			

事例 2 1 (死者が発生しなかった火災)

用途	発生時期・出火地域	火元建物の 構造・階層・面積	焼損程度 (焼損床面積)	人的被害
共同住宅	時期：2月夕方	防火 5/0 建：400 m ² 延：1,900 m ²	火元建物： ぼや	なし
火災概要	共同住宅の5階敷布団、毛布などを焼損している。			
出火要因	発火源：たばこ	出火原因	居住者が喫煙した際にたばこの火種が布団などに落下し無炎燃焼を継続し出火したもの。	
消防用 設備等	住宅用火災警報器（作動・奏功）			
発見状況	火元建物関係者が自室にいると住宅用火災警報器の音に気がつき、屋外に出ると隣室から音が聞こえたため未施錠の玄関ドアを開けると居室内から煙が出てくるのを発見したため、出火室の隣室の住人に火災を知らせた。			
通報状況	火災を知らされた出火室の隣室の住人は通報した。			
初期消火 状況	火元建物居住者が自宅を出たところ住宅用火災警報器の音に気がつき、出火室から煙が出ているのを発見したため、屋外に設置されている消火器を搬送し初期消火した。			
行為者 の状況	70歳代男性・既往症あり <日常> 喫煙習慣あり。アルツハイマー病既往。過去に徘徊し保護されたことがある。ケアマネージャーから喫煙は布団の上でしないと言われていた。 <火災時> 出火時室内にいたが本人の供述が曖昧のため不明。			
事務局考察	被害が小規模に抑えられた理由として以下のことが考えられる。 ➤ 火元建物関係者が住宅用火災警報器の鳴動音に気がついた。 ➤ 火元建物関係者が火元を探しに行動した。 ➤ 複数の火元建物関係者がそれぞれ発見・通報・初期消火を行った。 ➤ 出火室の玄関ドアが未施錠だった。 ➤ 火元建物関係者が出火室内まで入り、早期に初期消火した。			

第2節 住宅防火診断を支援するためのツール

第5章第1節 2 に記載のとおり、東京消防庁が保有する住宅火災事例を活用し、住宅に潜む火災危険性や予防対策を例示するツールを試作した。

1 ツールの目的

都民に火災予防を呼びかける際に具体的な事例を紹介し、住宅火災により亡くなることが決して他人事では無く、自分事として捉えてもらい、防火意識の高揚や住宅防火対策導入の動機付けに繋げることが目的である。

2 住宅火災事例の抽出

東京消防庁が保有する住宅火災事例から、火災の発生や被害拡大の要因や法則性の分析を行い、その際に使用した火災事例 200 件をツール用の火災事例に採用した。

なお、その 200 件は、2015 年から 2018 年の 4 年間で発生した住宅火災 6,253 件の内、死者の発生した火災 264 件を抽出し、更に 264 件から死者の生活環境や火災の状況等について不明項目が少なく詳細な分析を行った事例である。

3 事例の分類

ツール利用者が火災事例を自分の事として捉えてもらうために、ツール利用者と近い生活環境にあった人が遭遇した火災事例を抽出する方法として火災事例に含まれる情報の内、生活環境にかかわる情報を検索条件とした分類を採用した。表 7-2-1 は、火災事例中の生活環境にかかわる情報について検索条件として容易性を検討した経過である。

なお、条件設定容易性を考慮した上で、容易であると判断される各項目に対し、二分類（はい／いいえ等）における構成比率（%）は、偏りがなく、検索結果として一意に絞り込まれることがない条件を設定すべきものと考えられ、結果として D1 から D6 の「喫煙習慣」、「住宅種別」、「家族構成」、「健康上の問題」、「性別」及び「年齢」の 6 項目が妥当であるものと想定した。図 7-2-1 は D1 から D6 の検索条件の事例中の構成比を図示したものである。

表 7-2-1 事前（属性）情報に対する検討対象項目の設定

事前情報	条件設定 容易性 ^{※1}	二分類における 構成比率（％）
喫煙習慣（D1）	○	あり：49/なし：51
飲酒習慣	△	—
住宅・共住（D2）	○	戸建て住宅：57/共住：43
所有・賃貸	△	—
建築年（西暦年）	×	—
構造分類	×	—
階層地上	△	—
階層地階	△	—
建築面積（㎡）	×	—
延べ面積（㎡）	×	—
死者の家族構成（D3）	○	一人暮らし：63/同居人あり：37
出火時の世帯人数	△	—
出火時の火元建物内人数	△	—
認知症・障害・病気等（D4）	○	あり：52/なし：48
歩行障害	△	—
室内の状況	△	—
死者の生活状況、身体状況	△	—
死者性別（D5）	○	男：59/女：41
死者年齢（D6）^{※1}	○	65歳未満：41/以上：59
住警器の設置	△	—
消防用設備等（住警器以外）	△	—

※1：条件設定容易性（聞きやすさを含む）：○容易 △やや難 ×難しい

※2：死者年齢に対する二分類における構成比率（％）は、65歳未満、以上を境界とした。

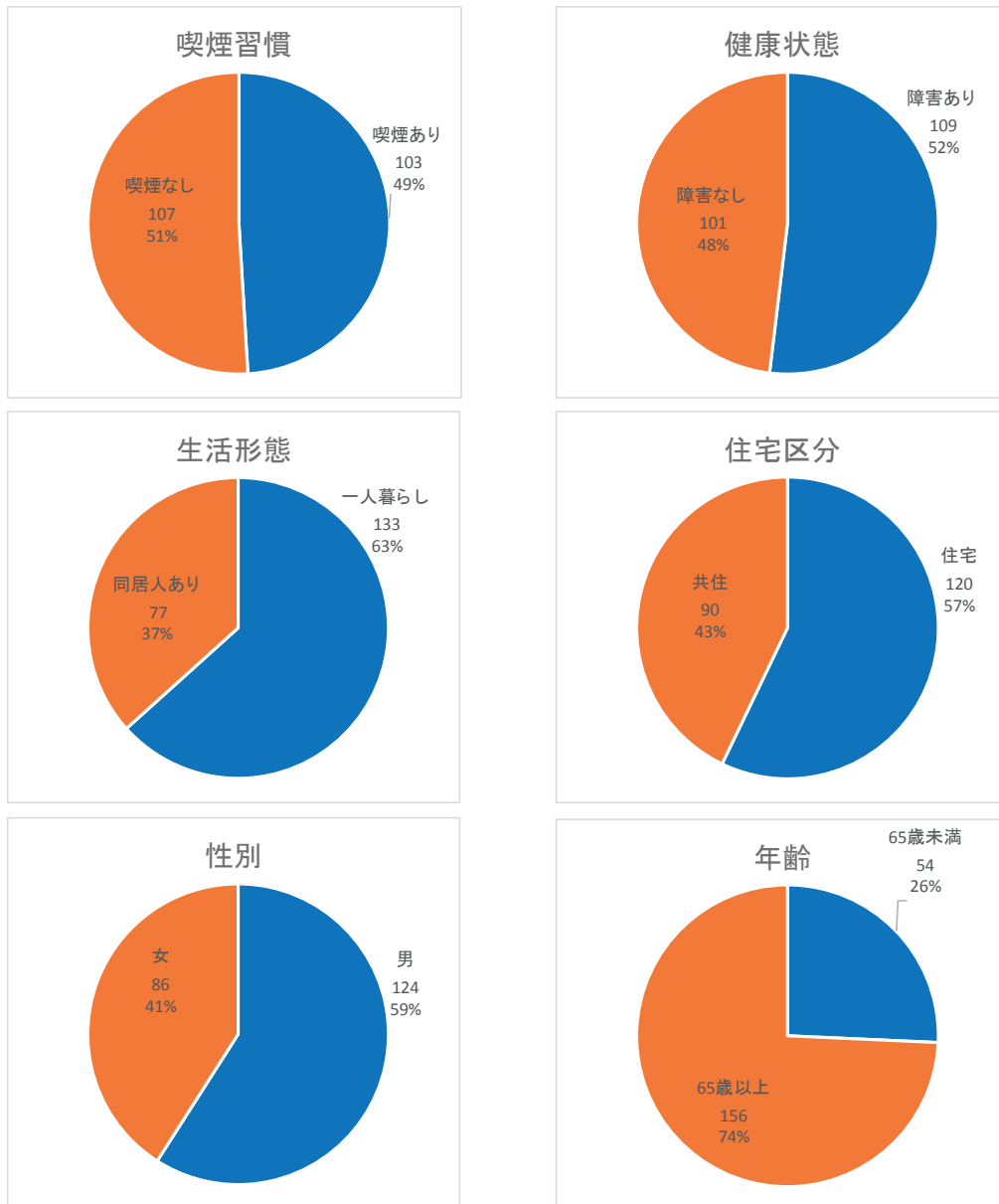


図 7-2-1 事前情報項目のデータ構成

喫煙習慣(ある・なし)、健康状態(障害あり・障害なし)、生活形態(一人暮らし・同居人あり)、性別(男・女)、住居区分(住宅・共住)、性別(男・女)、年齢(65歳未満・65歳以上)

住宅区分については、住居形態(戸建て/共住)を加味し、構造指標(耐火、準耐火、防火、木造、その他)の組み換えを行った。

4 生活環境に関連した検索条件項目によるデータ分類

生活環境に関連する6項目の組み合わせによる火災事例を64通りに分類を実施した(図7-2-2、図7-2-3)。

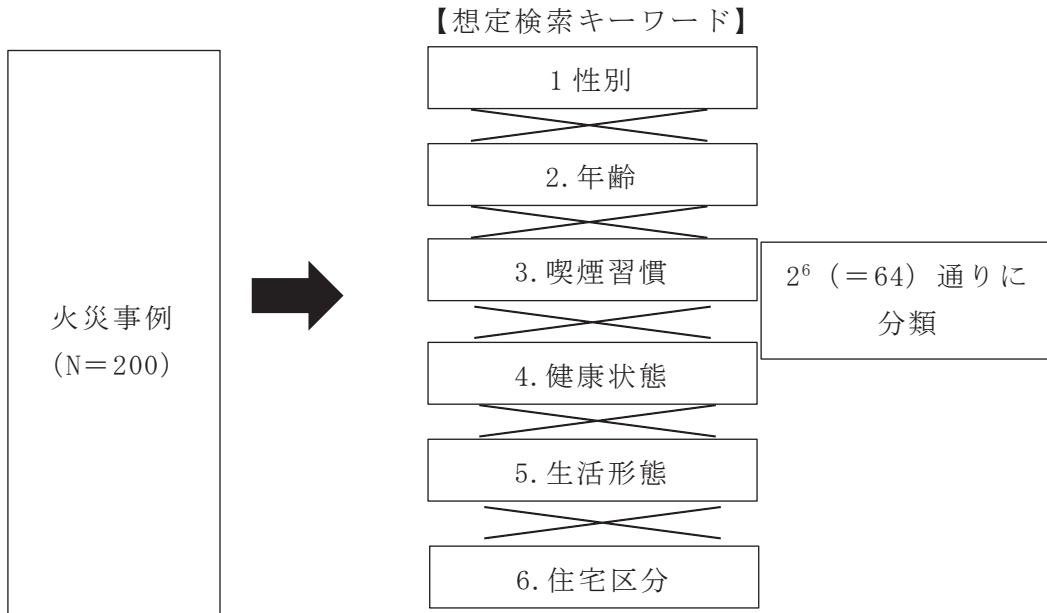


図 7-2-2 データ分類の考え方

喫煙習慣	健康状態	生活形態	住宅区分	年齢	性別	パターンNo.
				65未満	男	1
			耐火以外		女	2
					男	3
		独居		65以上	女	4
				65未満	男	5
			耐火		女	6
					男	7
	有			65以上	女	8
				65未満	男	9
			耐火以外		女	10
					男	11
		同居		65以上	女	12
				65未満	男	13
			耐火		女	14
					男	15
有				65以上	女	16

図 7-2-3 データ分類のツリー表示例

5 分類化した事例のグループ化作業

生活環境に関する項目の組み合わせで64パターンに分類した火災事例について、各パターンに該当する事例数は表7-2-2のとおりである。

表 7-2-2 64 パターンの該当事例数

パターン No.	喫煙習慣	健康状態	生活形態	住宅区分	年齢	性別	件数	パターン No.	喫煙習慣	健康状態	生活形態	住宅区分	年齢	性別	件数
1	喫煙あり	障害あり	一人暮らし	住宅・アパート	65歳未満	男	4	33	喫煙なし	障害あり	一人暮らし	住宅・アパート	65歳未満	男	4
2	喫煙あり	障害あり	一人暮らし	住宅・アパート	65歳未満	女	0	34	喫煙なし	障害あり	一人暮らし	住宅・アパート	65歳未満	女	0
3	喫煙あり	障害あり	一人暮らし	住宅・アパート	65歳以上	男	10	35	喫煙なし	障害あり	一人暮らし	住宅・アパート	65歳以上	男	8
4	喫煙あり	障害あり	一人暮らし	住宅・アパート	65歳以上	女	3	36	喫煙なし	障害あり	一人暮らし	住宅・アパート	65歳以上	女	8
5	喫煙あり	障害あり	一人暮らし	マンション	65歳未満	男	2	37	喫煙なし	障害あり	一人暮らし	マンション	65歳未満	男	1
6	喫煙あり	障害あり	一人暮らし	マンション	65歳未満	女	3	38	喫煙なし	障害あり	一人暮らし	マンション	65歳未満	女	1
7	喫煙あり	障害あり	一人暮らし	マンション	65歳以上	男	6	39	喫煙なし	障害あり	一人暮らし	マンション	65歳以上	男	6
8	喫煙あり	障害あり	一人暮らし	マンション	65歳以上	女	2	40	喫煙なし	障害あり	一人暮らし	マンション	65歳以上	女	5
9	喫煙あり	障害あり	同居人あり	住宅・アパート	65歳未満	男	2	41	喫煙なし	障害あり	同居人あり	住宅・アパート	65歳未満	男	2
10	喫煙あり	障害あり	同居人あり	住宅・アパート	65歳未満	女	1	42	喫煙なし	障害あり	同居人あり	住宅・アパート	65歳未満	女	3
11	喫煙あり	障害あり	同居人あり	住宅・アパート	65歳以上	男	6	43	喫煙なし	障害あり	同居人あり	住宅・アパート	65歳以上	男	6
12	喫煙あり	障害あり	同居人あり	住宅・アパート	65歳以上	女	6	44	喫煙なし	障害あり	同居人あり	住宅・アパート	65歳以上	女	11
13	喫煙あり	障害あり	同居人あり	マンション	65歳未満	男	0	45	喫煙なし	障害あり	同居人あり	マンション	65歳未満	男	1
14	喫煙あり	障害あり	同居人あり	マンション	65歳未満	女	0	46	喫煙なし	障害あり	同居人あり	マンション	65歳未満	女	1
15	喫煙あり	障害あり	同居人あり	マンション	65歳以上	男	4	47	喫煙なし	障害あり	同居人あり	マンション	65歳以上	男	0
16	喫煙あり	障害あり	同居人あり	マンション	65歳以上	女	1	48	喫煙なし	障害あり	同居人あり	マンション	65歳以上	女	2
17	喫煙あり	障害なし	一人暮らし	住宅・アパート	65歳未満	男	7	49	喫煙なし	障害なし	一人暮らし	住宅・アパート	65歳未満	男	2
18	喫煙あり	障害なし	一人暮らし	住宅・アパート	65歳未満	女	1	50	喫煙なし	障害なし	一人暮らし	住宅・アパート	65歳未満	女	2
19	喫煙あり	障害なし	一人暮らし	住宅・アパート	65歳以上	男	12	51	喫煙なし	障害なし	一人暮らし	住宅・アパート	65歳以上	男	10
20	喫煙あり	障害なし	一人暮らし	住宅・アパート	65歳以上	女	3	52	喫煙なし	障害なし	一人暮らし	住宅・アパート	65歳以上	女	7
21	喫煙あり	障害なし	一人暮らし	マンション	65歳未満	男	3	53	喫煙なし	障害なし	一人暮らし	マンション	65歳未満	男	1
22	喫煙あり	障害なし	一人暮らし	マンション	65歳未満	女	2	54	喫煙なし	障害なし	一人暮らし	マンション	65歳未満	女	0
23	喫煙あり	障害なし	一人暮らし	マンション	65歳以上	男	9	55	喫煙なし	障害なし	一人暮らし	マンション	65歳以上	男	1
24	喫煙あり	障害なし	一人暮らし	マンション	65歳以上	女	4	56	喫煙なし	障害なし	一人暮らし	マンション	65歳以上	女	6
25	喫煙あり	障害なし	同居人あり	住宅・アパート	65歳未満	男	3	57	喫煙なし	障害なし	同居人あり	住宅・アパート	65歳未満	男	3
26	喫煙あり	障害なし	同居人あり	住宅・アパート	65歳未満	女	0	58	喫煙なし	障害なし	同居人あり	住宅・アパート	65歳未満	女	4
27	喫煙あり	障害なし	同居人あり	住宅・アパート	65歳以上	男	5	59	喫煙なし	障害なし	同居人あり	住宅・アパート	65歳以上	男	5
28	喫煙あり	障害なし	同居人あり	住宅・アパート	65歳以上	女	2	60	喫煙なし	障害なし	同居人あり	住宅・アパート	65歳以上	女	4
29	喫煙あり	障害なし	同居人あり	マンション	65歳未満	男	1	61	喫煙なし	障害なし	同居人あり	マンション	65歳未満	男	0
30	喫煙あり	障害なし	同居人あり	マンション	65歳未満	女	0	62	喫煙なし	障害なし	同居人あり	マンション	65歳未満	女	0
31	喫煙あり	障害なし	同居人あり	マンション	65歳以上	男	0	63	喫煙なし	障害なし	同居人あり	マンション	65歳以上	男	0
32	喫煙あり	障害なし	同居人あり	マンション	65歳以上	女	3	64	喫煙なし	障害なし	同居人あり	マンション	65歳以上	女	1

次に64パターン内の各事例について出火原因や着火物等の組み合わせに使用した生活環境以外の項目を確認し、部屋の乱雑さ、住警器設置状況などに注目して、各パターンの特徴を抽出し、更に特徴の似るパターンをグループ化する作業を行った。

グループ化作業の主な理由として、各パターン内の事例だけでは事例数が十分ではなく、同じよう生活環境の人が遭遇した火災事例を提示できない場合もあること、事例数が少なく特異的火災事例しか提示できないなどの不具合を解消するためである。

6 グループ化の結果とアドバイスの検討

64パターン内の特徴に注目したグループ化の結果15のグループに分類した。グループ化の結果増えた火災事例から、各グループ内の特徴的な火災事例を数例抽出し、その事例を提示することとした(表7-2-3)。

7 アドバイス検討

各グループに対し、グループの特徴と特徴に対する安全へのアドバイスを設定した。アドバイスは、分かりやすいことに重点を置き東京消防庁で使用している「住宅防火10の心得」から引用した。

表 7-2-3 15グループと提示する火災事例例

区分	No	タイトル	内容
	1	タバコを出火原因とする火災	足が不自由な生活で、ベッドの上でタバコを吸った際に、タバコの火種が布団に落下し、無炎燃焼を継続した後に出火後、亡くなりました。
	1	電気ストーブを出火原因とする火災	待機のある生活で、ベッドに置いた電気ストーブに当たっていた際、毛布がガードのない電気ストーブのヒーターに触れ着火し出火後、亡くなりました。
	2	タバコを出火原因とする火災	高齢者一人暮らしで、足が不自由な生活。ベッド上で吸ったタバコの火種が、ベッド上の布団に落下したのに気付かず燃えたため布団に着火し、無炎燃焼を継続した後に出火後、亡くなりました。
	3	1 ガスストーブを出火原因とする火災	難病を患っているが日常生活には支障がない。直下にガスストーブを直火し衣類を乾燥させていたところ、何らかの理由で衣類がガスストーブに落下し、パナー部と接触し出火後、亡くなりました。
	3	2 ガステーブルを出火原因とする火災	耳と足が不自由な生活で、グリル付きガステーブルの裏が上向きに着火し出火後、亡くなりました。
	3	3 タバコを出火原因とする火災	待機のある生活で、放溺習慣もあった。布団上でタバコを吸っていた際、タバコの火種が布団付近に落下し、無炎燃焼を継続した後に出火後、亡くなりました。
	3	4 電気コード・短絡を出火原因とする火災	ひきこもり状態の生活で、長年使用の高圧コードが床の裏に押し潰され、被覆が劣化し絶縁が破壊、芯線の露出で短絡し出火後、亡くなりました。
	3	5 電気ストーブを出火原因とする火災	足が不自由な生活で、電気ストーブの裏に置かれた椅子上の敷布団がヒーターの熱で着火し出火後、亡くなりました。
	4	1 タバコを出火原因とする火災	難病を患っており、ベッド上で吸ったタバコを吸っていた際、火の点いているタバコが敷布団に落下したのに気付かず、吸続したことで敷布団に着火し、無炎燃焼継続後に出火後、亡くなりました。
	6	1 ガスコンロを出火原因とする火災	高齢者一人暮らしで、電気及びガスを止められていたため、カセットコンロで暖を取っていたところ着衣に着火し出火後、亡くなりました。
	6	2 タバコを出火原因とする火災	足の痛みもないほどゴミが散らばっている状況。ガラス製反皿から火が完全に消えていないタバコの灰が突風で落下し、ゴミに着火し出火後、亡くなりました。
	6	3 電気コード・短絡を出火原因とする火災	喫煙、放溺習慣があるが待機はなかった。別室のテーブルトップの配線が短絡し出火後、亡くなりました。
	6	4 電気ストーブを出火原因とする火災	一人暮らしで、部屋がゴミだらけの状況。電気ストーブの電源コードが雑物による荷重等により短絡して周囲の雑物等に着火して出火後、亡くなりました。
	6	1 ガスストーブを出火原因とする火災	放溺で近所付きまひはなかった。ガスストーブ前で暖を取っている際、何らかの原因により着ていたナイロン製ジャンパーの背中部分がガスストーブの安全ガードに接触、接触したことから着火し、周囲に延焼拡大後、亡くなりました。
	6	2 ガステーブルを出火原因とする火災	足が不自由な生活で、喫煙、放溺習慣があった。調理中にガステーブルの火が着衣に着火し出火後、亡くなりました。
	6	3 タバコを出火原因とする火災	一人暮らしで普段の生活に支障はなかった。タバコを吸った後、火種が残ったタバコの吸殻をゴミ袋に入れておいたところ、ゴミ袋内のごみなど可燃物に着火し、無炎燃焼を継続した後に出火後、亡くなりました。
	7	1 タバコを出火原因とする火災	喫煙、放溺習慣があった。放溺期間した状態で喫煙した際、ソファアームにタバコの火種が落下したことに気付かず、時間の経過とともに無炎燃焼から有炎燃焼になり出火後、亡くなりました。
	7	2 屋内配線を出火原因とする火災	放溺習慣があり、飲酒はほとんど分らない程度に飲んでいた。壁付二口コンセントに接続されたマルチタップと三口コンセントの差し込みプラグ間でラッキング現象が発生し出火後、亡くなりました。
	8	1 ガステーブルを出火原因とする火災	足が不自由な生活で、やかんでお湯を沸かそうとした際に、ガステーブルの火が裏面に掛っていたストールに着火し出火後、亡くなりました。
	8	2 タバコを出火原因とする火災	肝臓がんを患い治療中であった。図の上で喫煙した際、タバコの火種が敷布団に落下して無炎燃焼を継続後、時間の経過とともに敷布団が着火し出火後、亡くなりました。
	8	3 電気ストーブを出火原因とする火災	待機ではなく日常生活には支障はなかった。電源の入った電気ストーブの金属製ガードに、ソファベッド上の衣類等の可燃物が何らかの原因で接触し出火後、亡くなりました。
	8	4 マッチを出火原因とする火災	高齢者で足が不自由な生活であった。マッチを使用して仏壇のロウソクに火を点け仏壇の床にマッチの燃えさきを放置した際、完全に火が消えていなかったことから、床の畳上で無炎燃焼を継続したのちに出火後、亡くなりました。
	9	1 ガステーブルを出火原因とする火災	アルコール依存症で退屈していた。会所で調理中にガステーブルのこんろの火が着衣に着火して出火後、亡くなりました。
	9	2 電気コード・短絡を出火原因とする火災	難病の特効薬あり、杖を利用する生活であった。壁内への埋め込みコンセントに差し込まれていた液晶テレビの電源コードがラッキング現象を起こし出火後、亡くなりました。
	10	1 ガステーブルを出火原因とする火災	難病、高血圧、糖尿病の認知症があり服薬していた。ダイニングキッチンで使用していたガスストーブがスカートに何らかの原因で接触したことから着衣に着火し出火後、亡くなりました。
	10	2 電気ストーブを出火原因とする火災	音折のため、自力歩行困難であり、尿嚢排泄器の生活であった。電気ストーブに放電時に使用している換気扇が、何らかの原因でヒーター部に接触し出火後、亡くなりました。
	11	1 屋内配線を出火原因とする火災	足が不自由な生活で、テーブルタップに接続された家電を同時に使用したことで、屋内配線の電気配線により発熱し、周囲の木製壁紙を炭化させ、さらにその状態が継続したために発火し、周囲へ延焼拡大後に亡くなりました。
	11	2 ガステーブルを出火原因とする火災	待機のある生活で、ガステーブルを直火し、やかんでお湯をわかす等した際、こんろの火が着衣に着火したため出火後、亡くなりました。
	11	3 電気ストーブを出火原因とする火災	高血圧と認知症の症状があり、室内の丸形テーブルの下に置かれていた電気ストーブに周囲に積み上げられていた本や雑誌が接触して着火し出火後、亡くなりました。
	11	4 電気コード・短絡を出火原因とする火災	高齢者一人暮らしで放溺習慣があった。こたつの電源コードが長年使用しているうちに絡みつき及び引り等により断線が生じて短絡し、付近の紙類に着火し出火後、亡くなりました。
	12	1 ガステーブルを出火原因とする火災	待機のある生活で、やかんでお湯を沸かそうとシンク側のガステーブルを使用していた際に、着衣がグリル付三口ガステーブルの裏に接触し出火後、亡くなりました。
	12	2 タバコを出火原因とする火災	待機のある生活で、喫煙に喫煙した際、タバコの火種が畳上に落下し、無炎燃焼を継続し出火後、亡くなりました。
	12	3 電気コード・短絡を出火原因とする火災	一人暮らしで、ほとんど寝たきりの生活であった。各居室をまたいでテーブルタップにより延長されていたため、その差し込みプラグの差し込みでラッキング現象が発生し出火後、亡くなりました。
	12	4 ろうそくを出火原因とする火災	心臓の待機を患っており、仏壇のろうそくに火をつけた際に着衣がろうそくの火に接触し着火して出火後、亡くなりました。
	12	5 屋内配線を出火原因とする火災	高血圧で通院し、薬を服用していた。ねずみが電気配線をかじったため、絶縁が破壊され、短絡し出火後、亡くなりました。
	12	6 電気ストーブを出火原因とする火災	膝が悪く、自力歩行困難であった。電気ストーブが使用状態で、脱衣所に置かれた袋状の布にかけたいた雑物製品が、電気ストーブの上に落下し出火後、亡くなりました。
	13	1 ガステーブルを出火原因とする火災	日常生活には支障はなかった。天ぷらを作る際、ガステーブルの裏が焦って着衣に着火し出火後、亡くなりました。
	13	2 電気コンロを出火原因とする火災	放溺習慣があり、室内はゴミが散らばっていた。居室内の壊れてしまったゴミ袋に埋められていた電気コンロが何らかの原因でロータリー式スイッチが「入」になったため、絶縁に接触していきみ着火し出火後、亡くなりました。
	13	3 電気ストーブを出火原因とする火災	高齢者一人暮らしで認知症などの病状もなかった。電気ストーブ発熱体を取りガードに新聞紙の紙類が接触し出火後、亡くなりました。
	13	4 電気コード・短絡を出火原因とする火災	高齢者一人暮らしで、クリニックに通院しており精神安定剤と睡眠導入剤を処方されていた。壁付コンセントから延長して使用していた3口テーブルタップの裏から着火し、周囲の可燃物に燃え広がって延焼拡大し、亡くなりました。
	14	1 石油ストーブ	日常生活には支障はなかった。石油ストーブ上部付近に雑物を干したハンガーを長柄のフックに掛けておいたところ、何らかの原因で石油ストーブ上に落下したため出火後、亡くなりました。
	14	2 ろうそくを出火原因とする火災	顔を悪くしてから発汗し外出しない生活であった。仏壇の燈台を転倒させたことからロウソクの火が床面に着火し出火後、亡くなりました。
	14	3 ガステーブルを出火原因とする火災	日常生活には支障はなかった。会付近において、床の上でカセットこんろを使用して調理中に、着ていたかっぱが着火し出火後、亡くなりました。
	14	4 換気火を出火原因とする火災	日常生活には支障はなかった。換気扇外周部に生えている雑物をパナーを用いて掃除した際にモルタルと外壁の隙間から換気火が入り、壁内の可燃性下地に着火し出火後、亡くなりました。
	15	5 電気ストーブを出火原因とする火災	車いすの生活で、電気ストーブを椅子の上において使っていた際、何らかの可燃物が接触し出火後、亡くなりました。
	15	1 ガステーブルを出火原因とする火災	高齢者一人暮らしの生活で、会所のガスこんろを使用中、パナーの裏に着衣が接触したため、着衣に着火し出火後、亡くなりました。
	15	2 電気カーペットを出火原因とする火災	日常生活には支障はなかった。電気カーペットの経年(約30年)使用により、ヒーター線の絶縁被覆が劣化して発熱し、カーペット本体に着火し出火後、亡くなりました。
	15	3 電気ストーブを出火原因とする火災	一人暮らしで、日常生活には支障はなかった。電気ストーブを使用中、何らかの原因で付着していた紙類が電気ストーブの放射面に接触し、これに気付かずにいたため着火し出火後、亡くなりました。
	15	4 電気コード・短絡を出火原因とする火災	一人暮らしで、日常生活には支障はなかった。こたつの電源コードの接触状態が集中経路により増加したため短絡、発熱し出火後、亡くなりました。

8 ツールイメージ

試作ツールのイメージを図 7-2-4 から図 7-2-6 に示す。

図 7-2-4 のスマート画面において、生活環境に関する 6 つの項目を入力。

東京消防庁
Tokyo Fire Department

火災事例データベース

訪問先の方について、下記の該当するものを選択してください。
似た条件で過去に遭遇した火災事例、アドバイスを紹介します。

性別	年齢
<input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性	<input checked="" type="radio"/> 65歳以上 <input type="radio"/> 65歳未満
お一人暮らしですか？	持病などをお持ちですか？
<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
お住まいは？	喫煙習慣はありますか？
<input checked="" type="radio"/> 戸建住宅 <input type="radio"/> アパート <input type="radio"/> マンション	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ

検索

図 7-2-4 試作ツールスタート画面

図 7-2-5 では、生活観環境に関する 6 項目の組み合わせ 64 パターンから該当するパターン及び 15 グループへの分類を行い、該当するグループ内の火災事例の特徴及び安全へのアドバイスを提示。

東京消防庁
Tokyo Fire Department

安全へのアドバイス

■火災事例から見える特徴
家族と疎遠になっているケースがみられます。室内が乱雑な傾向にあり、住宅用火災警報器を設置していない割合が高いです。

■安全へのアドバイス
・寝たばこは、絶対にやめましょう。
・家具類やエプロン・カーテンなどは、防炎品にしましょう。
・住宅用火災警報器を全ての居室・台所・階段に設置し、定期的な作動確認をしましょう。
・ストーブの周りに、物を置かないようにしましょう。

火災事例 TOPへ戻る

図 7-2-5 火災事例の特徴と安全へのアドバイス表示画面

図 7-2-6 では、該当するグループ内の特徴的な火災事例を表示する。

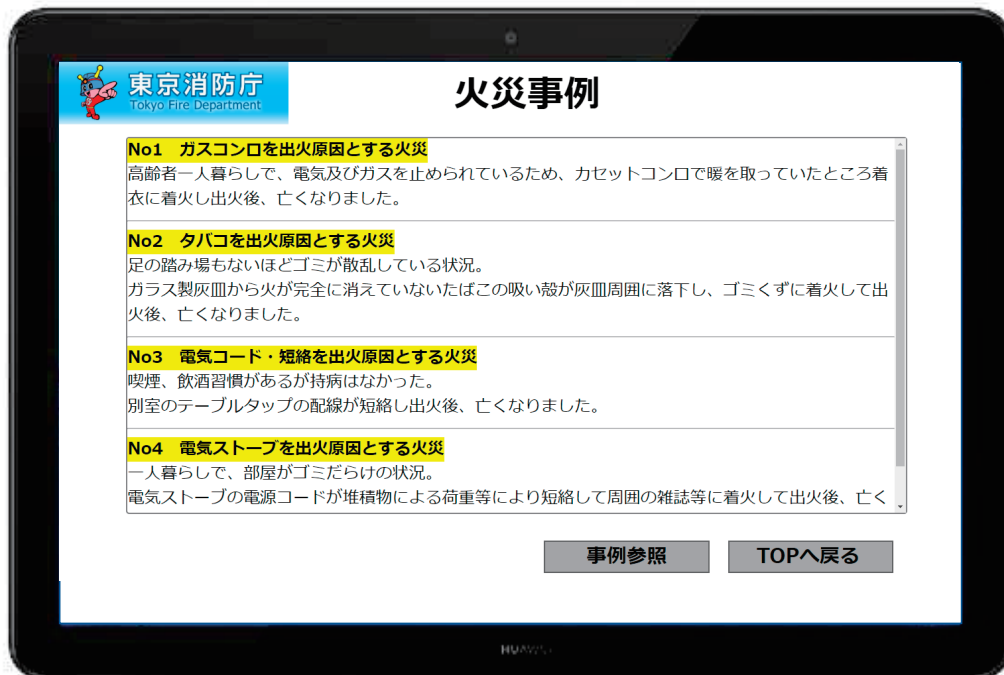


図 7-2-6 特徴的な火災事例表示画面